



山形県公報

平成17年11月22日(火)
第1695号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

昭和46年6月県告示第754号(最上川県立自然公園の指定)の一部改正	(環境保護課)	1275
昭和46年6月県告示第755号(最上川県立自然公園の公園計画の決定、同公園内の特別地域の指定)の一部改正	(同)	1276
土地改良区の定款変更の認可	(最上総合支庁農村計画課)	1278
県営土地改良事業に係る換地計画の決定	(庄内総合支庁酒田農村整備課)	同
市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	同
同	(同)	同
開発行為に関する工事の完了	(村山総合支庁建築課)	1279
道路の位置の指定	(最上総合支庁建築課)	同
同	(同)	同
開発行為に関する工事の完了	(置賜総合支庁建築課)	同
道路の区域の変更	(置賜総合支庁西置賜総務建築課)	1280
同	(同)	同
同	(同)	同
一般国道の供用の開始	(同)	1281
県証紙売りさばき人の死亡の届出	(出納局)	同

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会11月定例会の招集	同
-------------------	---

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(村山総合支庁企画振興課)	同
同	(置賜総合支庁企画振興課)	1282
県営住宅入居者の一般公募	(置賜総合支庁建築課)	同
同	(置賜総合支庁西置賜総務建築課)	1284
警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による検定合格者審査に係る試験の実施	(公安委員会)	1286
特定調達契約に係る落札者の公告	(同)	1288
特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告	(病院事業局)	同
特定調達契約に係る落札者の公告	(同)	同
一般競争入札の中止	(同)	1289

告 示

山形県告示第1064号

昭和46年6月県告示第754号(最上川県立自然公園の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

「県商工労働部観光課及び県庄内支庁経済部商工労政課並びに最上郡戸沢村、飽海郡松山町及び東田川郡立川町役場」を「文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課並びに酒田市役所、戸沢村役場及び庄内町役場」に改める。

公園区域の項第1号の表中「飽海郡松山町大字荒興野字海道内20」を「酒田市成興野字海道内20」に、「東田川郡立川町大字清川字下河原179」を「東田川郡庄内町清川字下河原179」に改め、同項第2号の表を次のように改める。

(2) 次に示す国有林

森林計画区	森林管理署	関係市町村	大 字	小 字	関 係 林 班
最上村山	山形（最上）	最上郡戸沢村	古口	柏沢外 8	2186林班の一部
〃	〃	〃	〃	〃	2187 〃
〃	〃	〃	〃	〃	2188 〃
〃	〃	〃	〃	〃	2189 〃
〃	〃	〃	〃	〃	2196 〃
〃	〃	〃	〃	〃	2197 〃
〃	〃	〃	〃	揚巻外 7	2199 〃
〃	〃	〃	〃	〃	2200 〃
〃	〃	〃	〃	〃	2201林班の全部
〃	〃	〃	〃	〃	2202 〃
〃	〃	〃	〃	〃	2203 〃
〃	〃	〃	〃	〃	2204 〃

公園区域の項第3号の表中「1442の1」を「1442の1、1521の1、1522の1、1523の1～4」に改める。

山形県告示第1065号

昭和46年6月県告示第755号（最上川県立自然公園の公園計画の決定、同公園内の特別地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

「県商工労働部観光課及び県庄内支庁経済部商工労政課並びに最上郡戸沢村、飽海郡松山町及び東田川郡立川町役場」を「文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課並びに酒田市役所、戸沢村役場及び庄内町役場」に改める。

保護計画の項の表中「国有林古口事業区16林班」を「国有林山形（最上）森林管理署2186林班」に、「〃17林班」を「〃2187林班」に、「〃18林班」を「〃2188林班」に、「〃19林班」を「〃2189林班」に、「〃26林班」を「〃2196林班」に、「〃27林班」を「〃2197林班」に、「〃29林班」を「〃2199林班」に、「〃30林班」を「〃2200林班」に、「〃31林班」を「〃2201林班」に、「〃32林班」を「〃2202林班」に、「〃33林班」を「〃2203林班」に、「国有林古口事業区34林班」を「国有林山形（最上）森林管理署2204林班」に、「国有林古口事業区30林班」を「国有林山形（最上）森林管理署2200林班」に、「国有林古口事

業区31林班」を「国有林山形（最上）森林管理署2201林班」に、「
戸沢村大字古口字揚巻外7地内
」を「
2199林班」に、「
34林班」を「
2204林班」に、
「飽海郡松山町大字荒興野字海道内20」を「酒田市成興野字海道内20」に、「東田川郡立川町大字清川字下河原179」
を「東田川郡庄内川町大字清川字下河原179」に、

「	「	鉄道林	財産番号	古口5号～同11号	を
」	」	「	高屋1号～同12号		

「	民有地	鉄道林	財産番号	古口5号～同11号	に改める。
」	「	「	高屋1号～同12号		

利用計画の項第1項の表中

(5)	土湯山	スキー場	最上郡戸沢村大字古口 字揚巻外7地内	新設	を
		園地	「	「	

(5)	土湯山	スキー場	最上郡戸沢村大字古口 字揚巻外7地内	新設	
		園地	「	「	
(6)	最上川	船舶運送施設	起点 - 最上郡戸沢村地 内（公園界） 終点 - 東田川郡庄内町 地内（公園界）	改良	に改め、利用計画の項第2項の表を次のよ

うに改める。

2 道路（歩道）

番号	名称	起点及び終点	主要経過地	工種	適要
(1)	最上峡探勝線	起点 - 最上郡戸沢村大字古口字柏 沢外8地内（公園界） 終点 - 最上郡戸沢村大字古口字沓 喰地内 起点 - 最上郡戸沢村大字古口字外 川地内 終点 - 酒田市成興野字海道内地内	仙人掌 白糸滝	新設 改良	
(2)	土湯山探勝線	起点 - 最上郡戸沢村大字古口字揚 巻外7地内（公園界） 終点 - 最上郡戸沢村大字古口字揚 巻外7地内（公園界）	土湯山	新設	
(3)	東北自然歩道線	起点 - 最上郡戸沢村大字古口字外 川地内 終点 - 最上郡戸沢村大字古口字沓 喰地内	外山神社	改良	
(4)	東北自然歩道線	起点 - 最上郡戸沢村大字古口字草 薙地内（公園界） 終点 - 最上郡戸沢村大字古口字高 屋地内（公園界）	土湯山	改良	

山形県告示第1066号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。
平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称
舟形町土地改良区
- 2 事務所の所在地
最上郡舟形町舟形909番地 4
- 3 認可年月日
平成17年11月14日

山形県告示第1067号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営家根合地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
鶴岡市役所、庄内町役場
- 3 縦覧に供する期間
平成17年11月25日から同年12月26日まで
- 4 その他
この決定に不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。
この処分については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てに対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第1068号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき酒田市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。
平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
(1) 種類 酒田都市計画道路
(2) 名称 3・4・10号千石町上安町線
- 2 縦覧の場所
土木部都市計画課

山形県告示第1069号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき酒田市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。
平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
(1) 種類 酒田都市計画道路
(2) 名称 3・6・1号鶴田橋実小路線

2 縦覧の場所
土木部都市計画課

山形県告示第1070号

次の開発行為は、完了した。

平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成16年8月3日 指令村総建第5008号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

寒河江市大字八鍬字東271番1、271番8、271番9、275番1、275番3、275番6、275番7、278番4、278番6

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

寒河江市大字八鍬271番1

フジケン株式会社

山形県告示第1071号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

1 指定の番号 私道最総建第196号

2 指定の場所 新庄市金沢字金沢山2855 - 1、2855 - 12の一部

3 道路の現況 幅員 6.0メートル

延長24.8メートル

4 指定年月日 平成17年11月10日

山形県告示第1072号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

1 指定の番号 私道最総建第197号

2 指定の場所 新庄市大字松本字東野539番3

3 道路の現況 幅員 6.0メートル

延長28.8メートル

4 指定年月日 平成17年11月11日

山形県告示第1073号

次の開発行為は、完了した。

平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成17年8月2日 指令置総建第7号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（第1工区）

南陽市三間通字成梨338番、1254番1先水路、1255番1、1255番2

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

福島県郡山市朝日二丁目18番2号

株式会社ヨークベニマル

代表取締役社長 大高善興

山形県告示第1074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年11月22日から同年12月5日まで縦覧に供する。

平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡白鷹町大字佐野原字竹原739番1から 同 字桑田638番2まで		旧	51.0メートル 19.2	メートル 480
同	上	新	51.0メートル 16.4	同上

山形県告示第1075号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年11月22日から同年12月5日まで縦覧に供する。

平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岳谷上屋地線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡飯豊町大字岩倉字五輪原993番2から 同 975番1まで		旧	14.0メートル 6.5	メートル 160
同	上	新	26.2メートル 6.5	メートル 158

山形県告示第1076号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年11月22日から同年12月5日まで縦覧に供する。

平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡飯豊町大字高峰字西高峰上1275番1から 同 字西高峰1017番まで		旧	19.0メートル 8.0	メートル 264
同	上	新	20.3メートル 8.3	同上

山形県告示第1077号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年11月22日から同年12月5日まで縦覧に供する。

平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字佐野原字竹原739番1から
同 字桑田638番2まで
- 3 供用開始の期日 平成17年11月22日

山形県告示第1078号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第2項の規定により、その相続人から、次の売りさばき人が死亡した旨の届出があった。

平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

氏名	住所	売りさばき所の所在地	死亡年月日
本間英二	鶴岡市山五十川甲457番地	同 左	平成 2. 3.29

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第19号

山形県教育委員会11月定例会を次のとおり招集した。

平成17年11月22日

山形県教育委員会
委員長 伊 藤 晴 夫

- 1 招集の日時 平成17年11月24日（木） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
 - (1) 財団法人の解散の許可について
 - (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日
平成17年11月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称
特定非営利活動法人 山形県解体工事業協会

(2) 代表者の氏名
井上 尚

(3) 主たる事務所の所在地
山形市久保田二丁目1番47号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、地球環境の保全のため、山形県内外での解体工事に伴う建設廃棄物の3R（Reduceリデュース、Reuseリユース、Recycleリサイクル）に配慮する等、循環型社会の実現に寄与する。また、地震、火災等による大規模災害時に、円滑な救援活動を行うため、行政機関等との協調のもと、速やかな復旧・復興活動により地域住民の安全確保の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日
平成17年11月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称
特定非営利活動法人 ゆにぶる

(2) 代表者の氏名
近野 浩一

(3) 主たる事務所の所在地
東置賜郡高島町大字高島509番地の5町営弥生団地E棟11

(4) 定款に記載された目的
この法人は、主として山形県置賜地域において、しょうがいの有無や年齢にかかわらず、すべての人が地域で安心して、その人らしく暮らし続けることができる社会を実現するために、地域生活において支援を必要とする当事者の声を反映した生活支援事業等を創造し、また地域福祉の制度・政策に関する提言等を行うことにより、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	区		公算戸数	区分	賃						要
		住宅形式	標準			収入が12万,000円以下の者	収入が130,000円以下者	収入が170,000円以下者	収入が200,000円以下者	収入が230,000円以下者	収入が260,000円以下者	
県営夢日アパート2号	米沢市夢日五丁目2-43	3DK	64.2	1	一般用	17,800	21,800	25,100	29,000	33,500	38,500	3月分の家賃に相当する額
同 浪島アパート1号	同 浪島町三丁目2-99	同	58.0	1	同	15,000	18,200	21,600	24,900	28,800	33,000	
同 中田第1アパート4号	同 中田町658-3	同	75.4	2	同	25,200	30,600	36,200	41,800	48,300	55,400	
同 中田第1アパート6号	同	同	75.4	2	同	25,800	31,000	36,600	42,300	48,800	56,100	
同 相生アパート2号	同 相生町7-65	同	72.9	1	同	23,400	28,400	33,500	38,700	44,700	51,300	
同 栲野日アパート	東郷郡栲野町太平塚626-6	同	61.2	1	同	12,000	14,800	17,200	19,900	22,900	26,300	
同 栲野日第2アパート	同 福波前21-2	同	64.2	1	同	17,400	21,100	24,900	28,800	33,200	38,200	

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間（平成16年8月以降の公募）のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成17年12月1日から同月7日まで（ただし、郵送の場合は、平成17年12月7日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所

5 入居の時期 平成18年2月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公算戸数	区分	賃					敷金	要	
		住宅形式	坪単価			収入が12万,000円以下の者	収入が130,000円以下者	収入が150,000円以下者	収入が170,000円以下者	収入が170,000円以下者			収入が200,000円以下者
県営小国アパート1号	西蔵町小国町太平町4番2-9	3DK	58.0	1	一般用	12,500円	15,200円	15,000円	20,700円	24,000円	27,500円	■ 敷金 ■ 礼金 ■ 保証金 ■ 仲介料	

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間（平成16年8月以降の公募）のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成17年12月1日から同月9日まで（ただし、郵送の場合は、平成17年12月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜西事務所（山形県長井市高野町二丁目3番1号）

5 入居の時期 平成18年1月中旬

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による検定合格者審査に係る学科試験及び実技試験を次のとおり実施する。

平成17年11月22日

山形県公安委員会

委員長 鑑 谷

誠

—

1 審査を行う警備業務の種別及び級並びに審査の日時、受付期間及び定員

種別及び級	日 時		受 付 期 間		定 員
	期 日	時 間	期 間	時 間	
施設警備業務 (2級)	平成17年12月22日(木)	午後1時から午後4時30分まで	平成17年11月29日(火)から同年12月5日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。以下同じ。)	午前8時30分から午後5時15分まで	30人
	平成18年2月16日(木)		平成18年1月23日(月)から同年1月30日(月)まで		
交通誘導警備業務 (2級)	平成17年12月26日(月)		平成17年11月29日(火)から同年12月5日(月)まで		
	平成18年1月19日(木)		平成17年12月16日(金)から同年12月23日(金)まで		
	平成18年3月8日(水)		平成18年2月10日(金)から同年2月16日(木)まで		
貴重品運搬警備業務(2級)	平成18年1月11日(水)		平成17年12月16日(金)から同年12月23日(金)まで		

2 審査場所

山形市平久保100番地 山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング)4階

3 審査対象者

審査対象者は、住所地若しくはその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地が山形県内にある者又は山形県公安委員会から警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(以下「旧規則」という。)第8条の合格証の交付を受けた者であって、規則附則第6条第4号、第6号及び第10号に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。ただし、規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

4 審査手続

(1) 審査の申込み

審査を受けようとする者は、山形県内の最寄りの警察署に、次に掲げる書類を添付した審査申請書を提出すること。ただし、申請者の住所地及びその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地が山形県内にある場合にあってはア又はイに掲げるいずれかの書面を、申請者が山形県公安委員会から旧規則第8条の合格証の交付を受けた者である場合にあってはア及びイに掲げる書面を、それぞれ添付することを要しない。

ア 住所地が山形県内にある者にあっては、その者の住所地を疎明する書面

イ 警備員でその者が属する営業所の所在地が山形県内にあるものにあっては、当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの1葉

エ 旧規則第8条の合格証の写し

(2) 審査手数料

4,700円

(3) 申込み上の注意事項

ア 申請者数が定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。

イ 審査手数料は、山形県証紙で納付すること。

5 審査事項等

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 審査の順序等

審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

6 その他

(1) 審査当日は、筆記用具を持参すること。

(2) 本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全企画課（電話023(626)0110内線3032）又は山形県内の各警察署に行くこと。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年11月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称及び数量
放置駐車違反管理システム機器の賃貸及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部交通部交通指導課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成17年10月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
NECリース株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号
- 5 落札金額 83,412,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成17年8月30日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年11月22日

山形県立中央病院長 齋 藤 幹 郎

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
A重油（JIS1種2号）2,700キロリットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立中央病院医事経営課用度係 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年9月28日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社鈴木油店
山形市江南二丁目1番32号
- 5 契約金額 55.335円（1リットル当たり）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成17年8月9日
- 8 随意契約の理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年11月22日

山形県立日本海病院長 新 澤 陽 英

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
マルチスライスCT装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立日本海病院医事経営課用度係
酒田市あきほ町30番地 電話番号0234(26)2001
- 3 落札者を決定した日 平成17年9月20日
- 4 落札者の名称及び所在地
東芝メディカルシステムズ株式会社山形営業所
山形市十日町一丁目3番29号
- 5 落札金額 152,145,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号。)第3条の公告を行った日 平成17年8月9日

平成17年10月18日付け県公報第1685号で公告した山形県立日本海病院新総合医療情報システム開発業務の調達に係る一般競争入札については、中止する。

Among the tenders announced publicly on October 18th, 2005, the following service has been cancelled:

Total Medical Information System for Nihonkai Prefectural Hospital

平成17年11月22日

山形県立日本海病院長 新 澤 陽 英

平成17年11月22日印刷
平成17年11月22日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056